

## ●農業近代化資金の認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率

(%)

設定日・改定日	償還期限	貸付利率	実質負担利率	利子助成率	左の負担区分		長期協会助成率
					県	市町村	
令和7年12月18日	6年以下	2.20	1.35	—	—	—	0.85
	6年を超える7年以下		1.45	—	—	—	0.75
	7年を超える8年以下		1.55	—	—	—	0.65
	8年を超える10年以下		1.65	—	—	—	0.55
	10年を超える11年以下		1.75	—	—	—	0.45
	11年を超える13年以下		1.85	—	—	—	0.35
	13年を超える14年以下		1.95	—	—	—	0.25
	14年を超える15年以下		2.05	—	—	—	0.15

注. 「認定農業者等が利子助成後に実質負担する利率」とは、担い手経営発展支援資金金融対策事業の利子助成により認定農業者等が貸付6年目以降に実際に負担する利率をいう。なお、スーパーL資金と同水準である。